

宮城県伝統的工芸品振興対策要綱

(目的)

第1 この要綱は、県内の地域において育み受け継がれてきた伝統性のある工芸品の良さを見直し、宮城県伝統的工芸品として指定することにより、その工芸品の製造事業者及び製造事業者で構成する事業協同組合又は任意団体（以下「製造事業者等」という。）の製造意欲の高揚及びその工芸品製造産業の健全な育成・振興を図ることを目的とする。

(伝統的工芸品の指定)

第2 知事は、学識経験者等の意見を聴いて、工芸品であって、次の各号に掲げる要件に該当するものを「宮城県伝統的工芸品」（以下「伝統的工芸品」という。）として指定するものとする。

- (1) 主として、日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。

2 知事は、前項の規定により指定するときは、必要な条件を付することができるものとする。

(指定の申出)

第3 第2の規定により指定を受けようとする製造事業者等は、別記様式第1による申出書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申出書を受理したときは、当該製造事業者等の主たる事業所が所在する市町村長の意見を別記様式第2による意見書により聴くものとする。

(指定の公表及び通知)

第4 知事は、伝統的工芸品として指定を行ったときは、その旨を公表するものとし、当該指定を申し出た製造事業者等及び意見を聴いた市町村長に通知するものとする。

2 指定された伝統的工芸品の公表は、以下の事項について、行うものとする。

- (1) 伝統的工芸品の名称
- (2) 伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法
- (3) 伝統的工芸品の製造に伝統的に使用されてきた原材料
- (4) 伝統的工芸品の製造される地域

3 知事は、指定しない旨の決定をしたときは、その旨及びその旨を決定した明確な理由を当該指定を申し出た製造事業者等及び意見を聴いた市町村長に通知するものとする。

(指定の内容の変更)

第5 知事は、指定された伝統的工芸品について、事業の変更その他特別の事由があると認めるときは、第4第2項に規定する指定の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、第4第1項の規定を準用する。

(指定の取消し)

第6 知事は、伝統的工芸品が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、学識経験者等の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

- (1) 第2第1項に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 伝統的工芸品として、著しく品位を損なうとき。
- (3) 第7の規定による指定事業者等が存在しなくなったとき。

2 前項の場合において、第4第1項の規定を準用する。

(伝統的工芸品の製造事業者等の指定)

第7 製造事業者等は、指定された伝統的工芸品について、製造事業者等としての指定を別記様式第3の事業者等指定申出書により知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出書を受理したときは、必要に応じて、当該製造事業者等の

主たる事業所が所在する市町村長の意見を別記様式第2の意見書により聴くものとする。

- 3 知事は、学識経験者等の意見を聴いて、当該指定を申し出た製造事業者等の製造する工芸品が第2に定める要件と適合しているときは、当該指定を申し出た製造事業者等を指定事業者等に指定し、その旨を当該指定を申し出た製造事業者等に通知するとともに、別記様式第4による指定書を交付するものとする。
- 4 知事は、指定しない旨の決定をしたときは、その旨及びその旨を決定した明確な理由を当該指定を申し出た製造事業者等に通知するものとする。
- 5 知事は、第4第1項により指定の通知を受けた製造事業者等を指定事業者等とし、その旨を指定の通知を受けた製造事業者等に通知するとともに、別記様式第4による指定書を交付するものとする。

(指定事業者等の取消し)

- 第8 知事は、指定事業者等の製造する工芸品が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、学識経験者等の意見を聴いて、指定事業者等の指定を取り消すことができる。
- (1) 第2第1項に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
 - (2) 伝統的工芸品として、著しく品位を損なうとき。
 - (3) 第6の規定により伝統的工芸品の指定が取消されたとき。

(届出の義務)

- 第9 指定事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事にその旨を直ちに届けなければならない。
- (1) 指定を返上するとき。
 - (2) その事業を中止、又は廃止するとき。
 - (3) 氏名、住所等に異動が生じたとき。

(指定の表示)

- 第10 指定事業者等は、その製造に係る伝統的工芸品について「宮城県伝統的工芸品」の表記及び別記第1による宮城県伝統的工芸品マークを表示することができる。

(伝統的工芸品産業の振興)

- 第11 知事は、第一条の目的を達成するため、伝統的工芸品産業の振興に関し必要な措置を講じるものとする。

(その他)

- 第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、昭和57年6月5日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

伝統的工芸品指定状況一覧

	指定区分	指定年月日	伝統的工芸品名	指定地域
1	国指定	昭和 56 年 6 月 22 日	みやぎでんとう 宮城伝統こけし	仙台市、白石市、蔵王町、 大崎市 (H18. 3. 31 合併による変更。旧鳴子町)
2		昭和 60 年 5 月 22 日	おかつすずり 雄勝硯	石巻市 (H17. 4. 1 合併による変更。旧雄勝町)
3		平成 3 年 5 月 20 日	なるこしっき 鳴子漆器	大崎市 (H18. 3. 31 合併による変更。旧鳴子町)
4		平成 27 年 6 月 18 日	せんだいたんす 仙台筆筭	仙台市、塩竈市、東松島市、富谷市、 大衡村、柴田町、涌谷町、利府町、 亘理町
5	県指定	昭和 57 年 12 月 1 日	しろいし わ し 白石和紙	白石市
6			つつみやき 堤 焼	仙台市
7			うもれ ぎ ざいく 埋 木細工	仙台市
※			鳴子漆器 ※	大崎市 (H18. 3. 31 合併による変更。旧鳴子町)
8			いわでやま だけざいく 岩出山しの竹細工	大崎市 (H18. 3. 31 合併による変更。旧岩出山町)
9			なかにいだうち はもの 中新田打刃物	加美町 (H15. 4. 1 合併による変更。旧中新田町)
10			まつかさふうりん 松笠風鈴	登米市 (H17. 4. 1 合併による変更。旧登米町)
※			雄勝硯 ※	石巻市 (H17. 4. 1 合併による変更。旧雄勝町)
11		昭和 59 年 2 月 16 日	つつみにんぎょう 堤 人形	仙台市
12			きりごめやき 切込焼	加美町 (H15. 4. 1 合併による変更。旧宮崎町)
13		昭和 60 年 5 月 22 日	せんだいはりこ 仙台張子	仙台市
14			せんだいつりざお 仙台釣竿	仙台市
15			せんだいひら 仙台平	仙台市
16			せんだいおふで 仙台御筆	仙台市
17			たまむしぬり 玉虫塗	仙台市
18			わかやなぎじおり 若柳地織	栗原市 (H17. 4. 1 合併による変更。旧若柳町)
※		平成 2 年 3 月 2 日	せんだいたんす 仙台筆筭 ※	仙台市
19			せんだいついしゅ 仙台堆朱	仙台市
20		令和 7 年 3 月 19 日	だいがもりやき 台ヶ森焼	大和町

※ 国指定：4 品目、県指定 19 品目
(雄勝硯、鳴子漆器、仙台筆筭は国と県の重複指定のため、実質指定は 20 工芸品)

別記様式 1

宮城県伝統的工芸品指定申出書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所（〒 - ）

名称

代表者氏名

印

電話番号

FAX 番号

宮城県伝統的工芸品として指定を受けたいので、宮城県伝統的工芸品振興対策要綱第 3 の規定に基づき申し出ます。

記

（ふりがな）

- 1 工芸品の名称
- 2 沿革（歴史）（文献等を添付すること）

- 3 工芸品の概要
 - （1）製品及び用途

製 品 名	主 要 な 用 途

- （2）主要製造工程（詳細工程図を添付すること）

番号	工程名	使用する 道具名	具体的作業内容	手工程に ○を付す

(別記様式1－2)

(3) 主要原材料

名 称	主 産 地	使用開始年代	成 分 ・ 特 長

(4) 製造地域

(5) 生産額と推移

年（又は年度）	生 産 額
年	千円
年	千円
年	千円
年	千円
年	千円

(6) 事業所数及び従事者数（ 年 月 日 現在）

事業所数 事業所
従事者数 人

4 その他の参考事項（次の各項目が分かる総会資料の添付でも可）

- (1) 団体の構成員数
- (2) 団体の事業実施状況

5 添付書類

工芸品に関する文献等の写し
工芸品の作業工程
作品の写真
団体の定款
団体の構成員名簿

別記様式 2

宮城県伝統的工芸品指定申出に関する意見書

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長名

印

宮城県伝統的工芸品振興対策要綱第 3 の規定に基づき申出のあった工芸品に関する意見は、
下記のとおりです

記

- 1 工芸品の名称
- 2 申出をした団体等の名称
- 3 当該要綱第 2 第 1 項各号の適合に関する意見
- 4 申出団体等の申出主題の適合に関する意見
- 5 申出団体等以外で当該工芸品を製造する事業所等の状況
事業所数 事業所
従事者数 人
生産額 千円（ 年・年度）
その他参考事項
- 6 当該工芸品に関する支援の内容
- 7 市町村における支援担当課
担当課：
電話番号：
FAX 番号：
- 8 その他

宮城県伝統的工芸品製造事業者指定申出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所（〒 - ）

名称
代表者氏名 印
電話番号
FAX 番号

宮城県伝統的工芸品製造事業者として指定を受けたいので、宮城県伝統的工芸品振興対策要綱第4の2の規定に基づき申し出ます。

記

- (ふりがな)
- 1 工芸品の名称

- 2 工芸品の概要
- (1) 製品及び用途

製 品 名	主 要 な 用 途

- (2) 主要製造工程 （詳細工程図を添付すること）

番号	工程名	使用する 道具名	具体的作業内容	手工程に ○を付す

(別記様式 3 - 2)

(3) 主要原材料

名 称	主 産 地	使用開始年代	成 分 ・ 特 長

(4) 製造地域

(5) 生産額と推移

年 (又は年度)	生 産 額
年	千円
年	千円
年	千円
年	千円
年	千円

(6) 事業所数及び従事者数 (年 月 日 現在)

事業所数 事業所
従事者数 人

4 その他の参考事項 (次の各項目が分かる総会資料の添付でも可)

- (1) 団体の構成員数
- (2) 団体の事業実施状況

5 添付書類

工芸品に関する文献等の写し
工芸品の作業工程
作品の写真
団体の定款
団体の構成員名簿

(別記様式第4)

指定書

工芸品名

製造者

(産地組合及び任意団体にあつては、名称及び代表者名)

殿

宮城県伝統的工芸品
として指定する。

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩

(別記第1)

宮城県伝統的工芸品マーク

【縦バージョン】



み や ぎ
伝統的工芸品

【横バージョン】



み や ぎ
伝統的工芸品

※サイズ変更時には、上記寸法比を維持してください。
使用時には詳細データを提供しますので、そのデータを使用してください。